

令和8年度保育園等の入園見込について
 令和8年度入所調整資料（新規申し込み一次調整分）

資料 1

< 申請者数 >

新規申請者数	316	転園希望 69名 広域 6名
合計	316	391名

< 新規申請者利用調整内訳 >

入所内定者数	275
辞退者数	14
保留者数	15
育休延長者数	12
待機児童数	0
合計	316

保留・・・特定園希望園のみの申請の方
 （待機児童に入らない）

< 過去2, 3号児申請者合計数 >

R5年度	372
R6年度	328
R7年度	350

< 1号児新規内定者数 >

平松こども園	3
光星学園 三雲幼稚園	19
京進のこどもえん HOPPA石部	9
認定こども園 阿星あかつき保育園	8
認定こども園SHION	2
菩提寺くじら こども園	10
認定こども園菩提寺 優愛保育園モンチ	1
光星学園認定こども園 ひかり幼稚園	8
岩根こども園	2
光星学園認定こども園 水戸幼稚園	7
下田こども園	0
合計	69

< 2, 3号児内定者数 園別内訳 >

	内定者数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
三雲くじら保育園	21	3	11	3	4	0	0
平松こども園	38	9	8	1	17	3	0
甲西あかつき保育園	17	9	4	2	0	1	1
あしほ乳児保育園	7	2	3	2			
石部保育園	33	8	13	5	4	3	0
認定こども園阿星あかつき保育園	20	8	6	4	2	0	0
菩提寺くじらこども園	30	5	7	4	9	5	0
京進のほいくえんHOPPA菩提寺西園	13	5	8	0	0	0	0
認定こども園菩提寺優愛保育園モンチ	12	7	5	0	0	0	0
光星学園認定こども園ひかり幼稚園	4				4	0	0
岩根こども園	22	9	3	3	1	3	3
京進のほいくえんHOPPA湖南水戸園	18	6	8	1	3	0	0
光星学園認定こども園水戸幼稚園	32	8	11	5	3	5	0
京進のこどもえんHOPPA石部	24	4	7	2	8	2	1
認定こども園SHION	13	9	2	1	1	0	0
下田こども園	4	0	0	2	2	0	0
京進のほいくえんHOPPA甲西駅園	5	3	2	0			
サンライズキッズ保育園湖南石部園	9	2	4	3			
京進のほいくえんHOPPA湖南岩根園	8	5	3	0			
あったか保育室つぼみ	1	0	1	0			
計	331	102	106	38	58	22	5
内訳	275 (転園 55) (広域 1)	102	95 (転園11)	31 (転園 7)	26 (転園32)	17 (転園 5)	4 (広域 1)

令和8年度学童保育所の入所見込について

(学童保育所入所見込児童数・待機児童数資料)

資料2

施設類型	学童保育所名	令和7年度		令和8年度			
		支援 単位数	入所 児童数	支援 単位数	入所 児童数	昨年度 比較	待機 児童数
公設民営	石部学童保育所 あゆっこ	3	96	3	110	(+14)	0
	石部南学童保育所 風の子のいえ	3	70	3	93	(+23)	0
	三雲学童保育所 どろんこ学童保育所	3	134	3	139	(+5)	0
	三雲東学童保育所 げんきっ子	2	62	2	73	(+11)	1
	岩根学童保育所 はねっこクラブ	2	61	2	65	(+4)	0
	菩提寺学童保育所 みちくさクラブ	4	155	4	161	(+6)	5
	菩提寺北学童保育所 わんぱくクラブ	3	103	3	109	(+6)	0
	下田学童保育所 おおぞらクラブ	2	68	2	73	(+5)	0
	水戸学童保育所 星の子クラブ	2	73	2	72	(-1)	0
民設民営	しおん園学童保育所	1	45	1	45	(+0)	1
	三楽キッズクラブ三雲	1	32	1	35	(+3)	0
	合計	26	899	26	975	(+76)	7

- ・ 児童数：令和7年度は令和7年4月1日時点、令和8年度は令和8年2月時点の見込み数。
- ・ 支援単位：指導員が安全かつ適切に支援するために編成する児童のまとまりのこと。

こども計画の進捗状況について

	現状 (R5)	実績 (R6)	見込 (R7)	目標 (R11)	担当課
○ 基本方針1における目標					
地域子育て支援事業（つどいの広場や子育て支援センター）の利用者数	10,372人	11,591人	9,515人	12,996人	子ども・若者政策課 こども子育て応援課
ファミリー・サポート・センターの提供会員数	23人	25人	27人	28人	こども子育て応援課
養育支援訪問の訪問回数	19回	27回	55回	27回	こども子育て応援課
子育て世帯訪問支援事業の訪問回数	0回	0回 [※]	160回	120回	こども子育て応援課
市内事業所における男性の育児休業取得率	51.9%	49.1%	62.5%	70%	人権擁護課
赤ちゃんの駅登録施設数	0か所	28か所	30か所	40か所	子ども・若者政策課
子ども家庭総合センターでの延べ相談件数	1,111件	1,132件	1,250件	1,130件	こども子育て応援課
こども食堂の実施個所数	4か所	4か所 [※]	6か所	6か所	子ども・若者政策課
まちづくりセンターの整備状況（子どもの部屋）	1か所	1か所	1か所	2か所	企画調整課

※子育て世帯訪問支援事業は R7 年度からの事業。R6 年度までは「多胎児家庭育児支援事業」及び「子育て支援ヘルプ事業」として実施。

参考値：R6 年度の「多胎児家庭育児支援事業」「子育て支援ヘルプ事業」合計 281 回。

	現状 (R5)	実績 (R6)	見込 (R7)	目標 (R11)	担当課
--	---------	---------	---------	----------	-----

○ 基本方針2における目標

保育士の就職フェアの参加者数	21人	11人	13人	30人	幼児施設課
病児・病後児保育の利用児童数（延べ）	1,443人 （市外利用含む）	1,266人 （市外利用含む）	1,097人 （市外利用含む）	1,554人 （市外利用含む）	子ども・若者政策課
ひとり親家庭の就労支援件数（プログラム策定数）	2件	6件	5件	10件	子ども・若者政策課
ペアレントメンターの人数	7人	7人	7人	10人	障がい福祉課 発達支援室
放課後等デイサービスの利用日数（人日/月）および利用人数（人/月）	856日 94人	1152日 106人	1170日 130人	1,573日 174人	障がい福祉課
南米語学学習教室の参加者数（湖南省国際協会）	38人	35人	36人	45人	人権擁護課
長期休暇中のこどもの居場所づくり事業の利用児童数（延べ）	290人	780人	1,170人※	2,100人	子ども・若者政策課
障害児受入強化推進事業を行っている放課後児童クラブの支援単位数	0	2	2	11	子ども・若者政策課

	現状 (R5)	実績 (R6)	見込 (R7)	目標 (R11)	担当課
--	---------	---------	---------	----------	-----

○ 基本方針3における目標

全国学力・学習状況調査において、困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した（「当てはまる」、「どちらかと言えば当てはまる」の合計）児童・生徒の割合	小学6年生 67.9% 中学3年生 59.8%	小学6年生 69.4% 中学3年生 62.9%	小学6年生 70.3% 中学3年生 71.0%	小学6年生 75.0% 中学3年生 65.0%	学校教育課
ママ・パパ教室に参加する父親の人数（わくわく♡ゆりかご教室含む延べ人数）	24人	38人	47人	40人	こども子育て応援課
産後ケアの利用人数（延べ）	47人	135人	109人	84人	こども子育て応援課
こころのサポーター数（ゲートキーパー・メンタルヘルス研修受講者）	234人	216人	627人	1,425人	健康政策課
市内小中学校の不登校率	4.2%	4.7%	3.8% (12月末)	4.0%	学校教育課
図書館の入館者数	46,067人 (参考：貸出人数)	47,912人 (参考：貸出人数)	66,495人	48,000人	図書館
公園等ストック再編基本計画の進捗状況	拠点公園の 再整備 0/5	0/5	0/5	拠点公園の 再整備 3/5	都市政策課
全天候型遊び場施設の整備検討状況	計画なし	計画なし	視察・協議	施設整備工事	子ども・若者政策課

	現状 (R5)	実績 (R6)	見込 (R7)	目標 (R11)	担当課
○ 基本方針4における目標					
高校等訪問の対象者数	487人	497人	489人	487人	人権擁護課
ひきこもりの対象者数	94人	92人	86人	150人	障がい福祉課
青年期の相談支援数	827件	1094件	790件	1,000件	障がい福祉課 発達支援室
少年センターでの支援対象者数	57人	53人	59人	65人	少年センター
合同就職面接会・説明会の参加者数	57人	40人	64人	70人	商工観光労政課
結婚新生活支援補助金の利用件数	14人	11人	10人	20人	企画調整課
こどもの意見聴取を行った施策数	6	6	2	10	子ども・若者政策課

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（案）

【施設名】 岩根こども園

令和8年1月27日現在

1 事業の運営主体

名称	湖南省
所在地	湖南省中央一丁目1番地

2 施設の概要

種別	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	一般型
施設名称	湖南省立岩根こども園	
施設所在地	湖南省岩根 2225 番地	
その他の事業	（同一建物内）幼保連携型認定こども園 一時預かり事業、子ども家庭総合センター	

3 事業の目的と運営方針

(1) 事業目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子育て家庭に対して支援する。

(2) 保育理念と教育・保育の目標

- ①くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ②健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切に作る心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

(3) 教育・保育の方針

- ①一人一人のこどもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、こどもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、思いや願いを受け止める。
- ②こどもの生活のリズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える。
- ③こどもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育する。

4 提供する乳児等通園支援の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年告示）に準じて、利用するこども及びその保護者の心身の状況等に応じて支援をし、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

5 利用対象年齢と定員

0歳6か月～満3歳未満

定員	0歳 (6か月～)	1歳	2歳	計5名
----	--------------	----	----	-----

6 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
保育士	2人	1人	1人	

7 利用時間等

開園日時	月曜日～金曜日 9:30～11:30 13:00～16:00
利用方法	・月10時間まで利用可能 ・1日の利用時間 最大3時間

8 利用料金

利用者負担額 1時間あたり300円

9 給食・おやつを提供等

給食	なし
おやつ	家庭より持参
アレルギー対応	なし

10 利用開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

(1) 基本的な留意事項

利用開始の前に 事前面談	利用にあたっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴（家庭での過ごし方、離乳や食事・アレルギーの情報など）や保護者の意向等を把握する。
利用開始について	登園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、利用乳幼児の保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わす。
キャンセルについて	利用のキャンセルが生じた場合は下記の取扱いとする。 (1) キャンセル料金の発生 利用日当日開始時刻に遅れた場合や早退等。
利用終了について	下記のいずれかの状態となった時は利用が終了する。 ① 認可保育施設（保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所）、企業主導型保育事業所や幼稚園への通園が決定したとき。 ② こどもの年齢が満3歳となったとき。

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町名

湖南省

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)

記載事項

○ 地域の教育・保育施設及び一時預かり施設等と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努め、円滑な移行を支援します。

※本参考様式は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）」（令和6年12月27日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）の別添でお示した、量の見込み及び確保方策に関する代用計画の様式と統合して活用いただくことも可能です。

滋子育て第 90 号
令和8年(2026年)1月27日

湖南市長 松浦 加代子 様

滋賀県知事 三日月 大造

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく市町子ども・
子育て支援事業計画の代用計画策定に係る協議について（回答）

令和7年12月26日付け湖子若第776号で協議のありました標記のことについては、代用計画の策定案を了承します。

なお、代用計画を策定したときは、子ども・子育て支援法第61条第10項の規定に基づき、遅滞なく、当職あて提出をお願いします。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

未就園の生後6ヶ月から満3歳未満の全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者・養育者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく図るため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児					
量の見込み	11	11	11	11	10
確保方策（B）	0	11	11	11	10
差引（B）-（A）	▲11	0	0	0	0
1歳児					
量の見込み	7	7	7	6	6
確保方策（B）	0	7	7	6	6
差引（B）-（A）	▲7	0	0	0	0
2歳児					
量の見込み	8	7	8	7	7
確保方策（B）	0	7	8	7	7
差引（B）-（A）	▲8	0	0	0	0

【今後の方向性】

こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、就労要件を問わない通園支援を行っていきます。

事務連絡
令和7年9月16日

各〔都道府県
市区町村〕こども誰でも通園制度主管部局（課）御中

こども家庭庁成育局保育政策課

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について

日頃より子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

「こども誰でも通園制度」については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）により、令和7年4月から児童福祉法（昭和22年法律第164号）において乳児等通園支援事業（同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）が創設されたほか、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新子子法」という。）において、乳児等のための支援給付を創設することとされております。このため、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、乳児等のための支援給付の創設に向けて必要な体制等の整備を進めていただいているところです。

今般、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添。以下「量の見込み手引」という。）について、別添1及び2のとおり改正案をお示しますので、都道府県及び市町村におかれては、下記についてご対応をお願いいたします。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による満三歳以上限定小規模保育事業（同法による改正後の児童福祉法第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。）の創設に伴う基本指針及び量の見込み手引の改正内容及び留意事項等については別途お示しすることとしております。

記

第1 こども誰でも通園制度に係る市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定

1 基本指針の改正内容について

乳児等のための支援給付の創設に伴い、基本指針について次の改正を行い、令和8年4月1日から適用することとしている。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係

- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画関係

- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加すること。
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

2 基本指針の改正を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更について

1のとおり、乳児等のための支援給付の創設に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画と都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の双方に基本的記載事項（必須記載事項）として新たに位置付けられるものがあることから、市町村及び都道府県においては、次の点に留意した上で、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更いただくようお願いする。

市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更し、必要な事項を盛り込むことが困難な場合においては、今年度からこども誰でも通園制度を実施している自治体における対応と同様に、代替措置として市町村及び都道府県が策定する計画（以下「代用計画」という。）によることを可能とする。その際、市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画において乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を代用計画により定める場合には、様式（別添4の別添）により、定めていただくようお願いする。なお、代用計画による場合にも、地方版子ども・子育て会議等の意見をあらかじめ聴取していただくようお願いする。

なお、策定した市町村子ども・子育て支援事業計画又は代用計画については、令和8年3月頃に調査を依頼し、取りまとめる予定である。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係

ア 乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（必須記載事項）

（乳児等通園支援の量の見込み）

- ・ 乳児等通園支援の量の見込みは、量の見込み手引に基づき定めること。（別添2

の P18 参照)

- 乳児等通園支援の量の見込みは、新子法により、対象となる全ての小学校就学前子どもに乳児等通園支援を利用する権利が発生していることを踏まえ、全ての利用希望者が乳児等通園支援を利用できるようなものとする。例えば、待機児童が発生しているため乳児等通園支援の量の見込みを零とするような見込み方はできないこと。
- 令和 8 年度以降の利用可能時間については、国において実施している「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」において議論の上、内閣府令において規定することとなる。乳児等通園支援の量の見込みに当たっては、暫定的に令和 7 年度の利用可能時間である 10 時間を前提にすること。
- なお、令和 8 年度及び令和 9 年度については、内閣府令において経過措置を設けることとしている。10 時間での提供が困難な自治体においては、暫定的に利用可能時間を 3 時間～9 時間の範囲内で設定の上、乳児等通園支援の量の見込みを行うこと。その際、令和 10 年度以降を見据え、令和 8 年度及び令和 9 年度において段階的に利用可能時間を引き上げる等の工夫をして差し支えない。なお、市町村による当該経過措置の適用状況については、国において取りまとめて公表することを予定していること。
- 乳児等通園支援については、市町村の区域を超えた利用が可能な仕組みであることから、市町村の区域に居住する者による他の市町村の区域に所在する乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の利用や、他の市町村の区域に居住する者による利用が見込まれる場合には、乳児等通園支援の量を見込むに当たり、これらの利用を勘案することが考えられること。

(確保方策・実施時期)

- 見込んだ乳児等通園支援の量に対応する提供体制を確保できるよう、必要な確保方策を定めること。
- 確保方策については、地域の実情に応じて検討が必要であり、乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援事業を行う者をいう。以下同じ。)になり得る者に対し、乳児等通園支援事業に関する認可の申請に係る働きかけを行うとともに、一般型乳児等通園支援事業については、保育所、認定こども園、地域型保育事業のみでなく、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所や児童発達支援センターなどの多様な主体に対して働きかけを行うことが考えられること。特に、待機児童が存在する市町村においては、多様な主体への働きかけが重要であること。
- 幼稚園は、満 3 歳以上の児童の教育・保育への接続を踏まえると、有力な受け入れ先であるため、積極的に乳児等通園支援事業の実施を呼びかけること。
- 子どものための教育・保育給付に係る利用定員が充足していない施設又は事業所に対しては、余裕活用型乳児等通園支援事業の実施を積極的に呼びかけること。
- 見込んだ乳児等通園支援の量に対し、十分な提供体制の確保が見込めない場合は、公立の施設又は事業所における乳児等通園支援事業の実施を積極的に検討す

ること。

- ・ 上記の取組を実施してもなお、市町村の区域に所在する施設又は事業所だけでは必要な提供体制の確保が困難な場合は、近隣の市町村と合同で乳児等通園支援事業所を確保し、乳児等通園支援を提供することも考えられること。この場合、あらかじめ、近隣の市町村と協議を行い、確保方策に記載すること。
- ・ また、他の市町村の区域に居住する者による利用が見込まれる場合には、当該利用を勘案して確保方策を定めること。この場合において、市町村は、当該市町村に居住する者が適切に乳児等通園支援を利用することができるよう、優先予約枠の設定（市町村の区域に居住する者が、他の市町村の区域に居住する者よりも先行して予約することを可能とする措置をいう。）等の対応について事業者に対して求めることが考えられる。この優先予約枠の設定については、総合支援システムにおける対応も今後検討予定であること。ただし、市町村には、他の市町村の区域に居住する者の利用を認めない等の権限はないことに留意すること。

○ イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）

- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画関係

ア 特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項（必須記載事項）

- ・ 都道府県においては、既に記載されている特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項に加え、特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を検討し、必要な記載を盛り込むこと。
- ・ 一般型乳児等通園支援事業における保育士以外の従事者については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者とされていることを踏まえ、研修の実施に関する事項についても記載するよう努めること。なお、乳児等通園支援事業に係る研修については、現在、国において開発中であること。

イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）

- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、都道府県における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

第2 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について

保育提供体制の確保のための実施計画(市区町村全域) 市区町村名:

湖南省

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

作成対象:全市区町村

担当者連絡先			
都道府県	滋賀県	担当者名	國重 みき
市区町村	湖南省	電話番号	0748-76-4703
所属(課・室)	幼児施設課	メールアドレス	kosodate@city.shiga-konan.lg.

保育提供区域	複数区域	←プルダウン選択してください。複数区域を選択した場合は、様式1-2のシートをつけて提出してください。
保育提供区域の設定の考え方	各中学校別	

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児	293.	322.	318.	315.	309.
	1・2歳児	674.	675.	677.	665.	660.
	3歳以上児	1,155.	1,084.	1,026.	1,029.	999.
	合計	2,122.	2,081.	2,021.	2,009.	1,968.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児	54.	52.	52.	52.	50.
	1・2歳児	447.	448.	430.	422.	419.
	3歳以上児	860.	824.	725.	727.	706.
	合計	1,361.	1,324.	1,207.	1,201.	1,175.
(申込)率 ①	0歳児	18.4%	16.1%	16.4%	16.5%	16.2%
	1・2歳児	66.3%	66.4%	63.5%	63.5%	63.5%
	3歳以上児	74.5%	76.0%	70.7%	70.7%	70.7%
	合計	64.1%	63.6%	59.7%	59.8%	59.7%
(利整備定量員)数	0歳児	128.	128.	128.	128.	128.
	1・2歳児	490.	490.	490.	490.	490.
	3歳以上児	935.	930.	930.	930.	930.
	合計	1,553.	1,548.	1,548.	1,548.	1,548.
待機児童数	0歳児	0.	0.			
	1・2歳児	0.	0.			
	3歳以上児	0.	0.			
	合計	0.	0.			